

別紙標準様式（第6条関係）

会 議 録

会議の名称	令和2年度第2回枚方市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会	
開催日時	令和2年9月15日	開始時刻 16時00分 終了時刻 18時00分
開催場所	枚方市市民会館 第3会議室	
出席者	会長：大西委員 副会長：富岡委員 委員：荒委員、枝村委員、遠藤委員、岡本委員、河野委員、 玉野委員、肥田委員	
欠席者	高田委員、仲委員	
案 件 名	【案件】 (1) ひとり親家庭等に関するアンケート調査及び関係機関等調査の結果について (2) 第4次枚方市ひとり親家庭等自立促進計画（骨子案）について (3) 「（仮称）子どもを守る条例」の制定について	
提出された資料等の 名称	資料1 ひとり親家庭等に関するアンケート調査結果報告書（案） 資料2 ひとり親家庭への支援に関する関係機関実態調査結果（速報版）（案） 資料3 第4次枚方市ひとり親家庭等自立促進計画（骨子案） 資料4 「（仮称）子どもを守る条例」の骨子案について 参考資料1 （仮称）子ども見守りシステムのフロー図 参考資料2 令和2年度第1回児童福祉専門分科会における主な意見一覧 参考資料3 第4次計画策定の経過と今後のスケジュール 参考資料4 枚方市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 委員名簿	
決 定 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭への支援に関する関係機関実態調査結果については、委員の意見を踏まえ、引き続き事務局で分析を進めていくこととした。 第4次計画における施策の推進方向などについて確認した。引き続き、計画素案の作成に向けて、委員の意見を踏まえながら、作業を進めていくこととした。 	
会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	公開	
会議録の公表、非公表の 別及び非公表の理由	公表	
傍聴者の数	3 人	
所管部署（事務局）	子ども未来部 子ども青少年政策課	

審 議 内 容

【大西会長】

それでは、定刻となりましたので、ただ今より、「令和2年度 第2回枚方市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会」を開催いたします。

まずはじめに、事務局から、本日の委員の出席状況について報告をお願いします。

【事務局】

皆さん、こんにちは。子ども青少年政策課 課長の漆原でございます。どうぞ、よろしくお願ひします。本日の委員の皆様の出席状況ですが、出席委員は9名で、「枚方市社会福祉審議会条例」第7条3項の規定に基づき、本分科会が成立していることをご報告申し上げます。なお、本日の傍聴者は3名でございます。

【大西会長】

ありがとうございます。

前回の7月の分科会では、ひとり親家庭等に関するアンケート調査結果の速報版の報告と、第3次ひとり親家庭等自立促進計画の取り組み状況の確認と評価、また、第4次計画の基本的な考え方について、ご審議をいただきました。

本日の案件は、アンケート調査については、より詳細な分析を行ったうえでの結果報告書案などについて確認をいただくとともに、前回の分科会での委員の皆さまからのご意見等を踏まえ、事務局で、第4次計画の「骨子案」をまとめたとのことですので、その内容について、ご審議をいただきたいと考えております。

また、それに加えて、現在、枚方市において取り組まれている（仮称）ではありますが、「子どもを守る条例」の制定に関し、本分科会の委員の方々からの御意見をお伺いしたいと事務局から申し出がありましたので、本日の案件の3つ目になりますけれども、時間を設けさせていただいております。

本日は18時までを予定しておりますが、可能な限りスムーズに審議を進めてまいりたいと思いますので、何とぞ御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは早速ですが、案件の審議に入っていきたいと思ひます。

まず、事務局から資料の確認を頂きまして、続いて案件の1つ目、「ひとり親家庭等に関するアンケート調査及び関係機関等調査の結果について」の説明をお願いしたいと思ひます。

【事務局】

それではお手元の資料の御確認をお願いいたします。

[配付資料確認]

【事務局】

それでは、案件1の説明に入らせていただきます。

【資料1「ひとり親家庭等に関するアンケート調査結果報告書（案）」、資料2「ひとり親家庭への支援に関する関係機関実態調査結果（速報版）（案）」に基づき説明]

【大西会長】

ありがとうございます。

ただいま事務局から案件の1について説明がありました。これまでの説明について、何かご意見等がありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【大西会長】

13ページのカロス集計結果のところで、ひとり親になってからの年数別に見た「就業形態」ということですが、正社員が、年数が上がるにつれ増えていくという報告がありました。網掛けになっているところを見ますと、正社員は10年後に向けて46.4%までだんだんと増えていくんですけど、パート・アルバイトについても、最後のほうはちょっと落ちてきていますけども、ひとり親になって1年から3年にかけては、同じように増えていっているように見えるんですが、どうでしょうか。

【事務局】

そうですね、パート・アルバイトについても1年から3年目にかけては確かに増えているんですけども、5～10年未満とかに入ってきますと、下がってくる形になっていまして、この辺りについてはどういった理由なのかという分析までは至っておりません。

【大西会長】

ありがとうございます。

【富岡副会長】

幾つか教えていただきたいと思うんですが、まず資料1で、37ページの「養育費の受給状況別に見た現在の生活状況」というところですけど、定期的に受け取っているというところと一度も受け取ったことがないというところですけど、生活状況が「普通」というところが、やっぱり定期的に受け取っているところが多いというような見方の分析だと思うんですけど、ほかの見方をしたときに、定期的に受け取っているという人で、その横の「苦しい」が47.4%ですね。また、「大変苦しい」が11.2%で、一度も受け取ったことがないという人は「苦しい」が48.1%で、「大変苦しい」が24.5%と、確かに普通で見たときはやっぱり定期的に受け取ったほうがいいという見方もあるんですけど、定期的に受け取っても、あるいは受け取っていないにしても、やっぱり大変、とても苦しい状況なんだと、これで分かるという資料でもあるのかと思うんですね。定期的に受け取っていても、やっぱり苦しいことは変わらない。多少こう上下はあるんだけど、やはり基本は苦しいんだということが分かるような資料なのかなと、思いました。

それと自由記述のところで、最後の50ページのところでいうと、仕事が減ったが40件、職を失ったが10件、職が見つからないが10件、これらのトータルが約60件ですよ。こういう自

由記述と調査項目の集計とを見ると、もしかしたら何か傾向が見えるのかなと、これは予測ですけどそのようなことを思いました。

それと、資料2のところちょっと教えていただきたいんですけど、問2-1の「保護者自身や家庭のことについて」の悩みや困難のところ「健康について」というが15%あるんですけど、この健康については、どういう内容でこれだけ上がってきているのか。

また、その前の問1で日頃の取り組み内容についてですけど、相談・アドバイスがやっぱり中心になっているということですけど、2番目に多い、声かけとか見守りとか相談しやすい良好な関係性、この項目の数値がもうちょっと上がってくるといいのかなと思います。やっぱりいろいろお話を聞いていると、相談に行くのが、まずその手前のところで止まっている人たちが結構多いのではないかと、あるいは、どうしていいのかわからないという人がいて、アナログですけど、やっぱり声掛けであるとか良好な関係づくりとか、この部分がもうちょっと伸びてくると何かまたちょっと変わってくるのかなと思いました。以上です。

【事務局】

今、おっしゃった中で、問2-1の健康についてという部分がどんな内容かなというお話ですけど、こちらの具体的な内容を記載されている例としましては、「特に精神面で不安を抱えている人が多いが、通院できていない」というような記述をしていただいている方もおられます。その他、ただ今御指摘をいただいた、こういうふうにしてみたらいろんなものが見えてくるんじゃないかなというところについても、今後分析を深めていきたいと思います。ありがとうございます。

【玉野委員】

問1の「保護者や子どもに対してどのような支援を行っていますか」の4番目の、「締め切りの猶予」とはどんな内容の支援なのか、気になりました。

【事務局】

これは、例えば保育所とかの現場で、「いつまでに持ってきてください」というような締め切りを、なかなかひとり親家庭で期限通りに出すのは難しいだろうからちょっと待ってあげているというような場面を書いていたおりました。

【大西会長】

金銭的なものではないんですか。

【事務局】

金銭的なものも含めて、提出物などの締め切りを猶予しているという御意見を頂いております。

【玉野委員】

じゃあ、提出を求めている側が猶予しているということですか。猶予を求めていくのを支援しているわけではなくて、請求している側がいいですよと言ってあげている。

【事務局】

そうですね。関係機関の方がいいですよと、もうちょっと落ち着いたら払ってねとか、配慮をしているといったものです。

【事務局】

先ほどの会長からの御質問で、資料1の13ページ真ん中のクロス集計で、ひとり親になって1年未満から1年～3年未満ではパート・アルバイトも増えているというところのお話ですが、無職のところを見ていただきますと、1年未満が無職が14.8%のところ、1年～3年未満になると10.9%と減っているので、この辺りから考えますと、仕事をされてなかった方が、まずはパート等で仕事をするようになったという見方もできるかと思います。

【大西会長】

関係機関調査の問4のところ、連携不足が関係機関の課題に挙がっているんですけども、一方で、問1の支援内容のところでは、関係機関へのつながりが9件という回答数ですよ。この辺の関連はどうかかなとお伺いしたいんですが。

子どもへの支援に関しても、例えば発達の確認とか食品支援とか、いろんな支援の提供が出ていますよね。この辺りも関係機関の課題との関係でどのように見ていらっしゃるかなと、どうでしょうか。

【事務局】

連携を図る上での課題の部分と、常日頃その連携をすること、関係機関につなぐことが支援の役割としておられる団体と、その辺りの関係性については分析が必要な部分かと思いますが、ただいま明確なお答えはできなくて申し訳ないんですけども、支援内容と対比しながら傾向をみてまいりたいと思います。

【富岡副会長】

個人的な感想になってしまうんですけど、関係機関調査の3ページの、子どものことについての悩みのところや、次のページでも、子どもとの関係性に関する悩みの例のところ「しつけ」という言葉が出てきて、なぜそんなにも「しつけ」がキーワードとして出てくるのかが、すごく気になります。例えば何か、しつけができていないという感覚を持たれているのか、じゃあ適切なしつけとは何かということもありますし、このしつけになぜこだわるのか、ちょっと違和感があると感じます。何かお気づきのこととか、何か御意見があればお聞かせいただきたいと思います。

【肥田委員】

しつけの件ですけど、時代とともに変わっていると思いますけれど、資料を見ても三世同居の方とかもおられますし、両親がいてもなかなか、どこまでがしつけでどこまでが、という問題はあるでしょうけど、多分ひとりでお育ての場合、両親がいらっしゃるお子さんと比較されて、学習面とかじゃなくて行動面と申しますか、たとえば挨拶とかができるとか、日常のなかでできてない部分があったら、周囲からああやっぱりと思われるのが、お母さんないしお父さんにとってはやっぱり苦痛なかなと思います。

しつけとお行儀はどう違うんだということにもなろうかと思えますけれども、日常的なところでやはり大人と接する機会が少ないことに対するコンプレックスではないですけども、他の子どもと同じようにできてほしいと思われている部分がどこかにあって、「しつけ」という言葉で表しておられるのではないかなと、これを見て思いました。

【事務局】

子どもさんの相談に携わっている中でも、子どものしつけについて相談に来られる方が多くございます。ただ、しつけという言葉は本当に幅広くて、例えばゲームをいつまでさせていいのとか、携帯を持たせてもいいのかどうかとか、いつまで抱っこしてもいいものかとか、それが本当に親として子育てに悩むという場合もありますし、一方で、周囲から、例えば、あんなに騒がせて何をしているんだみたいに言われてしまい、それがつらいとか、そういった親御さんの戸惑い、周囲からのプレッシャーとかもあるかと思うんですけど、子どもとの関わりの中で悩んでいることの多くが「しつけ」という言葉に出てくるのかなと思います。

【大西会長】

はい、ありがとうございます。他にございますか。よろしいですか。

ないようでしたら、案件（１）に関しては以上とさせていただきたいと思えます。ただ今の御意見等を踏まえていただきまして、報告書の整理等を進めていただきたいと思えます。

それでは案件（２）に行きますが、「第４次枚方市ひとり親家庭等自立促進計画（骨子案）について」、事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは、案件（２）第４次枚方市ひとり親家庭等自立促進計画（骨子案）について御説明させていただきます。

[資料３「第４次枚方市ひとり親家庭等自立促進計画（骨子案）」に基づき説明]

【大西会長】

はい、ありがとうございます。

ただいま事務局から案件（２）についての説明がありましたけれども、これまでの説明につきまして御意見等があればお願いしたいと思えますが全体を通してでよろしいでしょうか。

はい。それでは全体でお願いしたいと思えますが、何か御質問があればお願いいたします。

【玉野委員】

３２ページの施策目標３、一番上の○のところの４行目「加えて」からですけど、言葉の問題だけですけど、手続の煩わしさにつながるのであれば「公正証書の作成や調停などの手続の煩わしさ」なのかなと思って、「調停証書」とあるのは、調停調書のお話ですか。

「調停調書」はあるんですけど、また、公正証書は公証役場でありますけれども、調停は手続で、調停調書は書類なので、このあたりがちょっと混同されているのかなと読めたので、「公正証書作成や調停などの手続」であれば全部つながるのかなと思いました。

調停調書はこちらで作成するわけではなく、裁判所が作成して出るものなので、手続という言葉

につなげるとしたら「調停」。公正証書は当事者の方がきちんと作成しなければなりませんので、「公正証書の作成や調停などの手続」だったら分かりやすいかと思いました。

【事務局】

修正させていただきます。ありがとうございます。

【荒委員】

40ページの(2)当事者同士や親子の交流、地域とのつながりづくりの支援というところの最後、主要な事業に、「当事者団体や民生委員・児童委員との連携」という事業が載っているんですが、民生委員・児童委員としてひとり親家庭に特化した事業は今まで実施していないと思います。実施するに当たって、どのようなことをやれば地域とのつながりになるか、ちょっと今、浮かんでこないですが、民生委員・児童委員が関わっている、こういう地域とのつながりについては、校区福祉委員会という組織とともに、福祉委員の一員として子育てサロンとか高齢者に関わるサロンとか、それと地域でのカフェ・喫茶店等の事業の中で相談コーナーを設けて、その相談コーナーにつきましては社協、社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカー、相談員さんに来ていただいていろいろ相談を受けたりしているんですが、ひとり親家庭に特化したこういう連携の事業はちょっと難しいなということでございます。またゆっくりと、これについて行政とお話はさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【大西会長】

はい、ありがとうございます。

そうしたらここについては、文言訂正ということになりますか。

【荒委員】

事務局がこういう連携を事業としてやっていきたいということがあれば、今後の相談ということで。

【枝村委員】

36ページの経済的援助の実施ということで、児童扶養手当制度は継続的にありますけども、母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付けを行いますということですけども、現実として、前のデータにもあったように生活に係る貸付け、資金みたいなものはほとんど行われていないし、日本学生支援機構の充実ということもありまして、データを見ると就学支度金みたいなものも貸付件数がなくて、あと養育費の裁判を起こすときの貸付けとか、住宅入居費の一時的な貸付制度もありますが、実際はこの貸付制度を使ったケースはあまりないと思います。ハローワークで行われている住宅を失ったときの家賃補助みたいなものがあるけども、この貸付制度についても、一つの大きな柱だけ実際にはほとんど使われていない。ここら辺も市として充実を図るのか、文言は書いてあるけど実際問題として、貸して、返さない人もいるけども、この貸付制度も縮小されている実態もあるので。市の姿勢として、どれだけ充実させていくのかが問われると思うんですが、実際、離婚したときに住居がないとか、転居しないとけないとか、生活が混乱するときに割と貸付けのニーズはあると思うんです。ニーズはあると思うけど実際はあんまり実績がないと思うので、そこら辺の姿勢

が今後、問われるんじゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

【大西会長】

事務局、いかがでしょう。実態的には、あまり貸付けはされていないですね。

【事務局】

実態としましては、貸付け事例のほとんどが、修学資金の貸付けが主なものとなっております。住宅資金についてですけれども、なかなか貸付けする条件が厳しいものがございまして、家賃が低くなる府営住宅へ転出される場合の引っ越し費用とかで提案はさせていただいているんですけどもなかなか、その府営住宅も空きがないのでなかなか難しいということで、確かに貸付けには結びついていない状態ではあります。

【枝村委員】

離婚したとき一時的に、とりあえずは家賃が高いんだけどそこに住むという方もあると思います。なかなか見つからないから、安いのがね。子どもが2人ほどいたら、やっぱり2DKとか、ある程度高くてもそこへ移るといふのがあるので、そのときに貸付けがやっぱり行われるべきじゃないかなと思うけど、住宅の貸付けの理念として、高いマンションから安い公営に移るときは転居費用とか引っ越し代とかを出しますみたいな発想なので、そこら辺の発想を変えない限り貸付けの制度は使えない。それは大きいと思われます。

【大西会長】

施策の充実を図るためにはやっぱり、住宅の転居に関してはいろいろとハードルが高いというような側面があるので、それを少し下げることがどうでしょう。

【事務局】

福祉資金は国の制度ですので、市単独で要件を下げるのは難しいかと思ひます。御指摘いただいたとおり、住宅資金等の御利用はなかなかないんですが、例えば就学資金とか資格習得資金とかは一定のニーズがありまして、ここ3年間においても40件程度の貸付け実績がありますので、そこはもちろん続けていくというところで、一方住宅に関しましては、いろんな事業が書いてあります中で、生活困窮者住居確保給付金など別の制度も活用した形での、より利用しやすいところへ御案内をしていますので、そういった連携については今後も行っていきたいと思ひます。

【事務局】

福祉資金については、なかなか使いにくい、ハードルが高いという現状はありますけども、生活困窮者支援とか、そういったところでの別の支援制度もありますので、相談の中でもそういった情報を整理させていただいて、使えるものは使っていただくと。これも連携が一つのキーワードになっているかと思うんですけども、そういったほかの施策との連携、あるいは他の機関との連携、そういったところの中で支援していくということで、幅広く受けとめていただきたいと思ひます。

【遠藤委員】

32ページの、養育費確保に向けた支援のところ、ちょうど真ん中の部分ですけどね、養育費は子どもの重要な権利だと書かれてあって、子育ては当然親の義務であり、養育費が大きな後ろ盾になっているものだと思うんです。この養育費の不払いの人に対して、民事執行法は強制的な力を持っているような法律なんですか。そのあたりの内容が分からないのですが、結局は皆、離婚した後、話し合いをするときに相手に対して呼び出しを行い、話し合いのテーブルにつかせるような、そういう力を持つようなものなんですか。あるいは、そのあたりで不足点があるから国の動向を注視しながら市としても取り組むのか、そのあたり、ちょっと詳しい中身が分からないので、どうかなど。

【事務局】

改正民事執行法は4月1日から施行されているんですけど、自分が養育費を払いますよと言ったにもかかわらず払わないといった場合に、公正証書などがあると強制執行ということで、銀行預金などの財産を第三者に開示させることができるようになりました。それを調べたうえで、支払いがない場合には差し押さえをしてというような流れになります。ただ、そこまで行くにはなかなか一人では難しいので、弁護士さんとかの手助けを受けて、例えば同行支援とか、市としてもそういった部分について検討していきたいところで考えています。

【大西会長】

はい、よろしいでしょうか。ほかには、よろしいですか。

それでは、この案件（2）についてはこのぐらいにさせていただきたいと思います。今、出ました幾つかの意見等について引き続き精査していただいて、計画の策定作業を進めていただきたいというように思います。

ちょっと時間が押していますけれども、案件3の「（仮称）子どもを守る条例の制定について」ということで、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

それでは、「（仮称）子どもを守る条例の制定について」御説明させていただきます。

[資料4『「（仮称）子どもを守る条例」の骨子案について』、参考資料1「（仮称）子ども見守りシステムのフロー図」に基づき説明]

【大西会長】

はい、ありがとうございます。

ただ今の、案件（3）子どもを守る条例についての説明について、御意見はございますでしょうか。いかがでしょう。

【荒委員】

そうですね。結構難しい内容で、ちょっと内容が堅いなというのがまず第一印象です。最後の、参考資料1の裏面の最後に、子どもに関わる団体等とあるんですが、子ども会なんかはここに入ってくるんですかね。

【事務局】

子どもに関わる団体等は、具体的に想定しているわけではなくて、子ども会が該当するののかも今後の検討かなというところですよ。点線のところで何か地域など外部に情報提供を行っていく場合、個人情報保護審議会で承認を得てからと考えておりますので、まずは庁内でありまして、要保護児童対策協議会などの中での情報共有を行っていくと考えております。

【荒委員】

今、各校区で子ども会が消滅していったらですね。その一つの原因としては、保護者の方がお仕事に出られるということで子ども会の役員ができないとか、もう一つはその自治会に加入しないお家が増えてきていると。子ども会と自治会は連携してまして、各自治会から子ども会への助成金を出したりしているんですが、自治会に加入していなかったら子ども会にも入れないのがほとんどの自治会と子ども会の現実です。裾野を広げていくためにもやっぱり子ども会の充実も行政で何とかしていただけないかなと。昔は市子連があったんですが、もう今、枚方市ではないですね。北河内でもほとんどないですかね。

【事務局】

減ってきています。

【荒委員】

その辺りについて行政でも力を入れていただきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【玉野委員】

骨子に関しては、すごくお考えいただいているかと思うんですけど、さっきの子ども会が入るのかと一緒に、どうしても定義のところ、ABCその他何々といったとき、どこが入るのかは法律でも問題になってくるところで、例えば情報提供のところでも必ず問題になってくるとは思います。今後、実際に活動していくにあたって、特に地域のところはやっぱり定義が、8ページを見ましてもこれ、とりあえず市内に在住している、在学している個人という話になってきますので、例えば何をしている、どんな目的でというところをもっと入れるとか、これは細かい話になっていきますので骨子と関係ないところではありますけれども、情報を開示していかねばならないことを見据えて、定義もちょっと考えていく方がいいかなと思いました。以上です。

【大西会長】

子どもの見守りシステムの表のところ、よくできた図だなと思うんですけど、先ほど子ども会のご指摘もあったんですけど、ここは要対協との関係がかなり見えてきますよね。すると、要保護児童を中心としたこの子どもの見守りの条例ということになるんでしょうか。いわゆる健全育成の部分ですね、そういう部分がちょっとこれでは見えてこないんですけど。とすると、子どもの育ち見守りセンターは要保護児童だけの子育て機関という位置付けではないわけですよね。要対協との関係が非常に強い図が出てくると、そう見えてしまうというのがあるんですけど、そこはいかが

でしょうか。

【事務局】

子どもの育ち見守りセンターが、子ども家庭総合支援拠点という位置付けになっておりまして、今、2022年に全国に設置するというので進められているのですが、それにおいて市町村は全ての子どもたちの、また、その家庭についても支援していくことになっていて、そういった、様々な心配なお子さんたちを含め、要保護児童とはまた別で、要支援児童についても情報の共有化を図り、要保護児童対策地域協議会を行う形になって、虐待以外でも、もう少し裾野を広げて心配なお子さんへの支援をしていくこととなっておりますので、今の時点では要対協という傘の中で、本当にこの子どもさんの虐待という子どもの命の問題と、それ以外にも心配な要支援、支援を必要とする子どもさんたちに、定期的な支援を届けていくために情報を集めて、その情報を子どもさんの支援のために活用していくという形で今のところは考えております。

【富岡副会長】

今、会長からのお話に出た部分でちょっと確認ですけど、この条例と、いわゆるシステムとかセンターのお話とかは、これは一つの事例であって、その条例と密接にリンクはしているんですけど、これは一つの取り組みの事例であって、ほかにも多分、要対協のことや健全育成のことも含めて大きなところで、子どもを守ることをいかに実現していくのかという条例だという理解でよろしいですかね。例えばそういう意味では、ちょっとこれはまた御説明いただけたらと思うんですけど、先ほどまでのいろんな資料でも、いわゆる連携の必要性ということが上がってきたかと思えます。そういう意味でも子どもを守る条例をつくることによって促進させていくとか、例えば一つの事例のシステムとしてはこういう活用されるというような、そういう理解でよろしいでしょうか。

【事務局】

おっしゃるとおりで、先ほどの説明にもありましたが、子どもの施策は推進しているんですけども、子どもをめぐる環境が複雑化しているということで、例えば分野を越えた総合的な体制を作っていくこととか、産まれてからずっと継続した、例えば幼稚園、小学校、中高となるところで支援が途切れていかないという、切れ目のない支援をしていくための体制とか、さらに地域や事業者も含めて、総がかりで支援するために理想的な体制をつくっていく、それを目的とした条例でありますので、そのために子どもをめぐる環境全般を把握して、より一人一人に寄り添った支援をしていくという意味での情報の一元化というところでの活用は考えていますけれども、そういった、子どもをどう全体で支えていくかという一つの手段として検討しているものです。

【富岡副会長】

だからこそ、子どもと保護者と地域とか学校とか、事業者というようなところをここでも挙げておられて、行政内もそうでしょうし、いろいろなところを網羅して、あるいは連携をしていこうみたいなイメージですね。

【大西会長】

ほかにございますか。よろしいでしょうか、それでは、案件（3）については以上とさせていただきます。

できます。

本日はいろいろと御議論いただきまして、誠にありがとうございました。今日頂きました皆様からの貴重な御意見を、今後、事務局において十分踏まえた上での引き続き計画素案をまとめていただければと思います。

それでは、「その他」として事務局から何かありますでしょうか。

【事務局】

今後のひとり親計画の策定スケジュールにつきまして、ご説明させていただきます。

[参考資料3「第4次計画策定の経過と今後のスケジュール」に基づき説明]

【事務局】

スケジュールについては以上ですが、本日の資料などにつきまして、追加で御意見などを頂ける場合や御不明な点等がございましたら、恐れ入りますが9月28日の月曜日までにお電話・ファクス・メールなどによって事務局まで御連絡いただきますようお願いいたします。

また、本日配付いたしました資料につきましては、今後の御審議に利用いただくために机の上そのままにしておいていただければ引き続きこちらで、事務局でバインダーに保管しておきますので、保管してまた次回の会議のときに机の上に置かせていただきますので、お願いいたします。

また、持ち帰られる場合は、封筒を御用意しておりますので事務局までお申し付けください。

本日の会議録につきましては、事務局で案を作成した後に、皆様に御確認いただきまして、会長と調整させていただいた上で決定したものをホームページで公表していきたいと考えておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。事務局からは以上でございます。

【大西会長】

はい、ありがとうございます。

それでは、もし御意見等がございましたら、先ほど9月28日ということでしたけれども、それまでに事務局に御意見等をよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、これもちまして、「令和2年度第2回枚方市社会福祉審議会児童福祉専門分科会」を終了いたします。お疲れさまでございました。